

# 街路事業

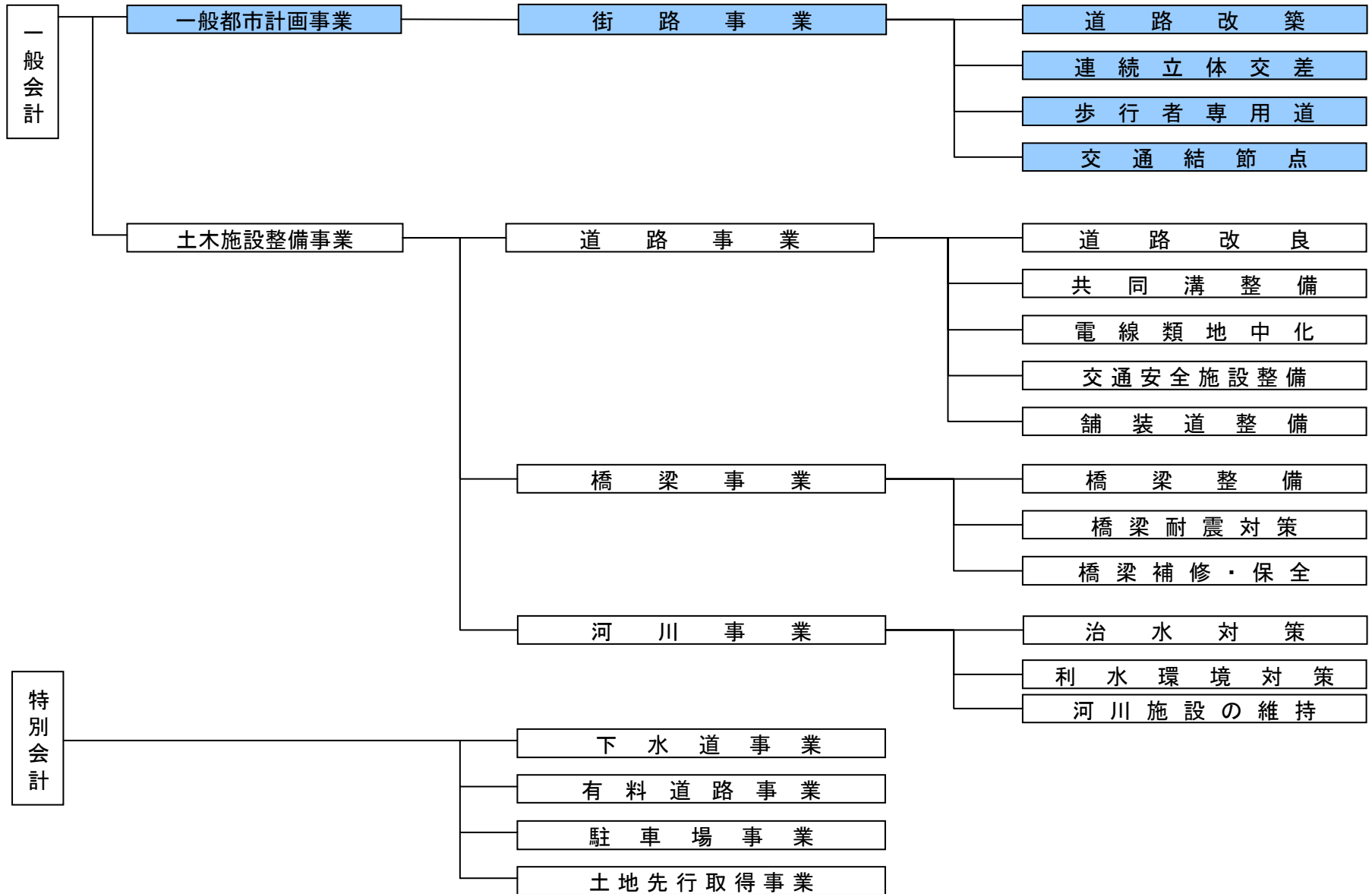
## 実施状況説明資料

- ・北野都島線
- ・難波片江線
- ・歌島豊里線
- ・尼崎平野線(山王)
- ・田辺出戸線(長吉出戸)
- ・生野線
- ・豊里矢田線(蒲生・鳴野)
- ・正蓮寺川北岸線(伝法)
- ・本庄西天満線(神山)
- ・尼崎堺線(住之江)
- ・海老江九条線外1
- ・中之島歩行者専用道2号線
- ・瓜破長吉線
- ・東野田河堀口線

平成20年11月

建設局

# 建設局事業の体系



# 事業概要・事業目的

## ①事業の目的役割

都市計画道路事業(以下、街路事業)は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的としている。

都市の最も基本的な施設である街路は、交通機能・空間機能・市街地形成機能など次のような多様な機能を持っている。

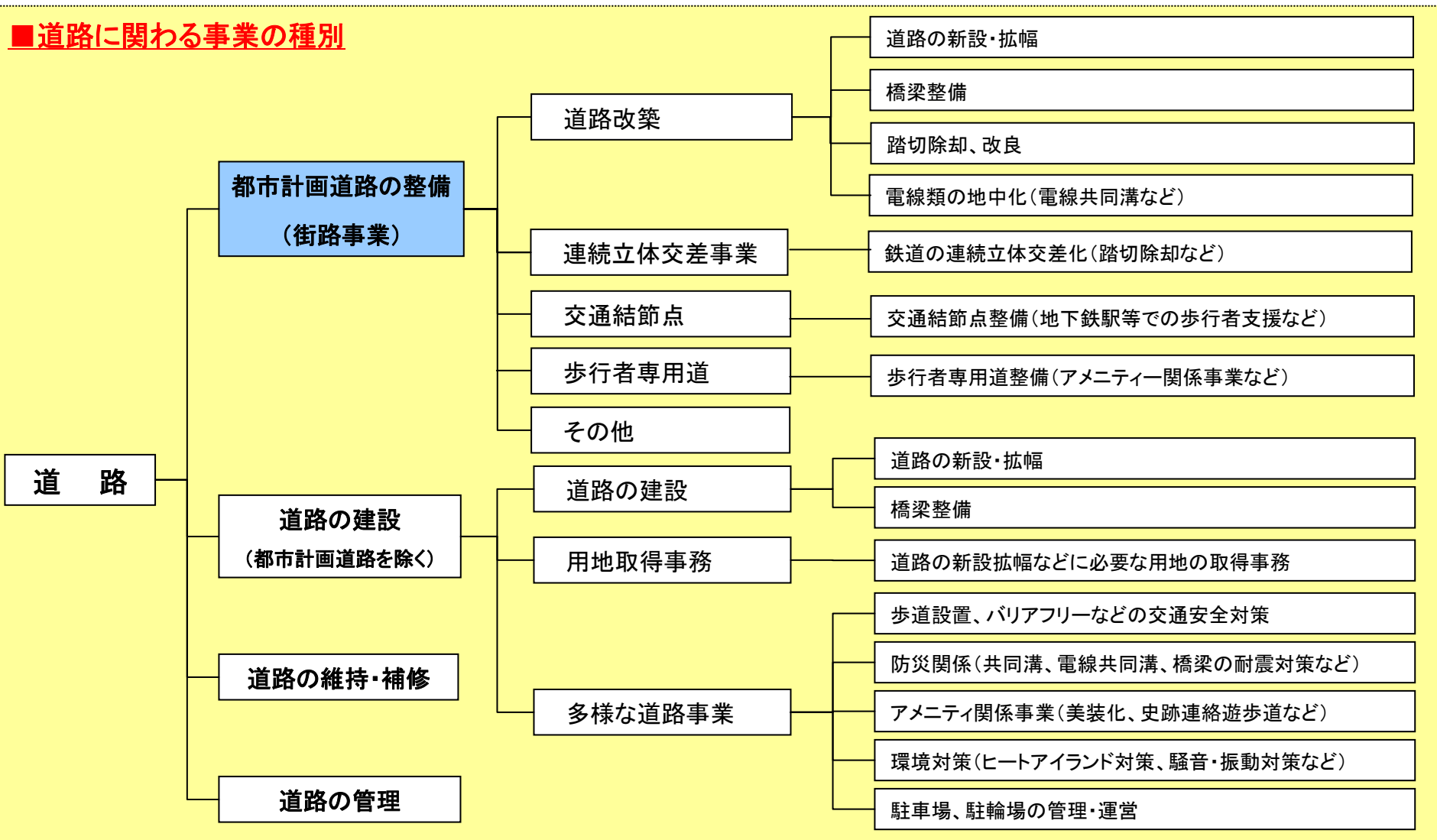
大項目	小項目	内容
都市交通施設機能	通路	人及び物の動きのための通路
	沿道利用	土地、施設、建物等への出入り、貨物の積み卸し
都市環境保全機能	景観・日照・風通し等	都市のオープンスペースとしての住環境を維持
都市防災機能	避難路・救援路	災害発生時の避難及び救助
	災害遮断	災害の拡大を遮断するための空間
都市施設のための空間機能	他の交通機関	モノレール、新交通システム、地下鉄、路面電車等
	ライフライン施設	電気、上下水道、ガス、電話、CATV等
	その他の施設	電話ボックス、信号、案内板等
街区の構成と市街化の誘導	街区の構成	街区の位置、規模、形状を規定
	市街化の誘導	土地利用の高度化促進等

# 事業概要・事業目的

## ②道路に関わる事業の種別

一般に道路の整備は、事業制度面から、**都市計画法に基づき施行する街路事業**と、**道路法に基づき各々の道路事業者が施行する道路事業**と大きく区分される。

### ■道路に関わる事業の種別



# 事業概要・事業目的

## ③街路事業の流れと都市計画法

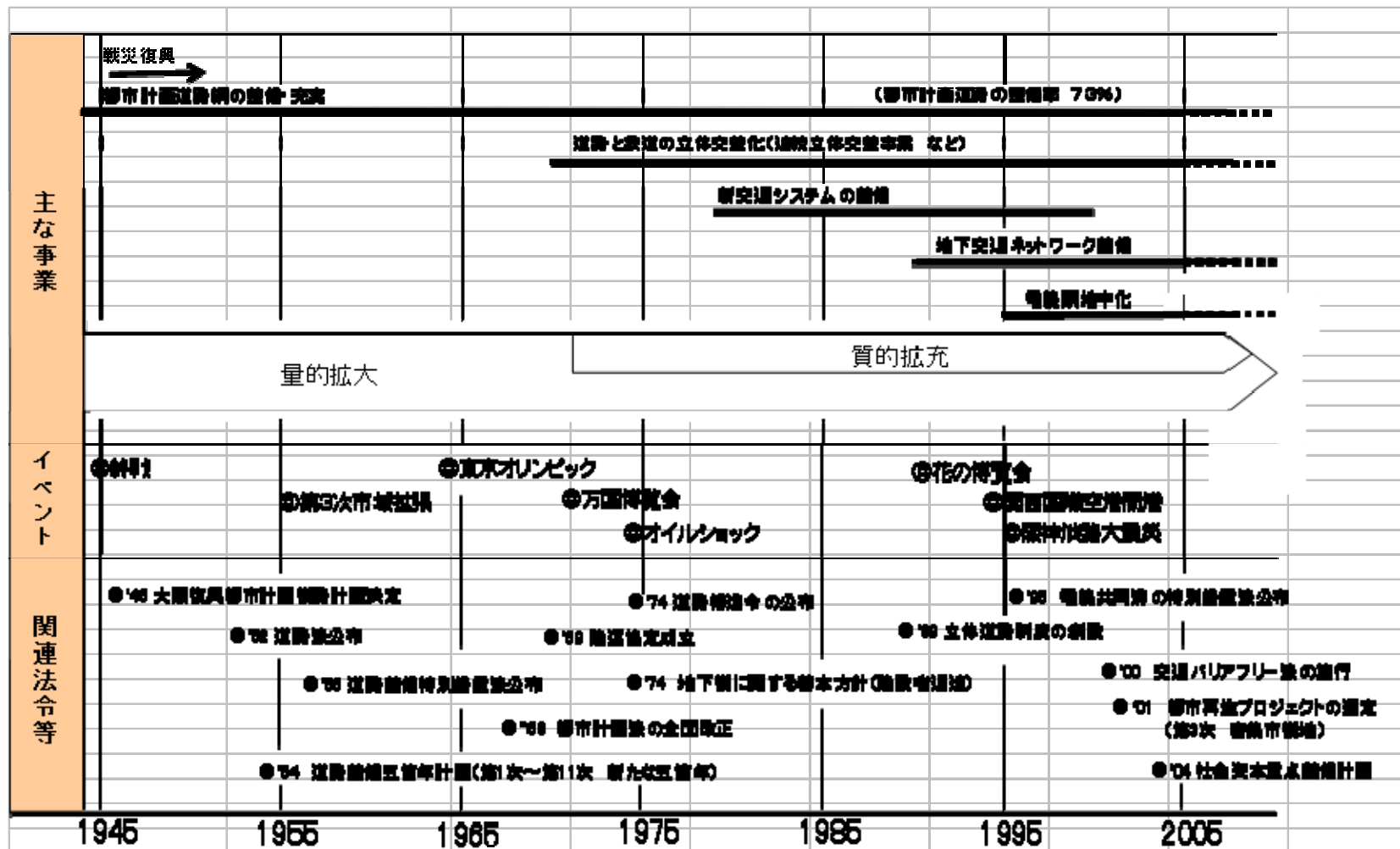
街路事業を行う際に、都市計画決定と事業認可の手続きが必要であるが、それぞれの手続きを行うことにより、計画区域内に私権の制限をかけることになる。

【事業の流れ】	【根拠】	【制限】
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">立案者</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">都市計画地方審議会の議決、 国土交通大臣認可、知事決定 告示(知事決定の場合)</p> </div>		
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">都市計画決定</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">知事への認可申請</p> </div>	都市計画の決定及び変更 都市計画法第15条(都市計画を定める者)	<b>都市計画法第53条(建築の許可)</b> 建築をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。(簡易な行為等は除く) <b>→基本的に3階以上の建物の建築は認めていない。</b>
<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業認可</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">事業認可の告示(知事)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業実施</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">           地元への事業説明  <small>計画概要 用地補償</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 40%;">           関連機関との協議  <small>警察(交通) 河川管理者 鉄道事業者 等</small> </div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">工事</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">事業完了</div> </div>	都市計画事業の認可等 都市計画法第59条(施行者)	<b>都市計画法第65条(建築等の制限)</b> 土地の形質の変更若しくは建築物の建築等を行おうとするものは都道府県知事の許可を受けなければならない。 <b>→基本的に新たな建物の建築、工作物設置は認めていない。</b>  <b>都市計画法第67条(土地建物等の先買い)</b> 事業地内の土地建物等を施行者に届けなければならない。届出をしたものに対し、買い取るべき通知をしたときは、届出をしたものと施行者との間で、売買が成立したものとみなされる。また、買い取らない旨の通知をした時も、通知を行うまでの間は譲り渡してはならない。 <b>→実質、第三者への転売を規制</b>

# 事業の変遷

本市の現在の都市計画道路は、戦争で壊滅状態となった街や道路網を復興するため、1946(S21)年に、新たに「復興都市計画街路」(64路線・367km)が決定されたのが始まりである。その後、変更や追加等を行い、現在、185路線524kmが都市計画決定されている。

これまで、戦災復興事業を初め、1970(S45)年の万国博覧会、1990(H2)年の花の博覧会等を節目として整備を推進し、都市の健全な発展に寄与してきたところである。



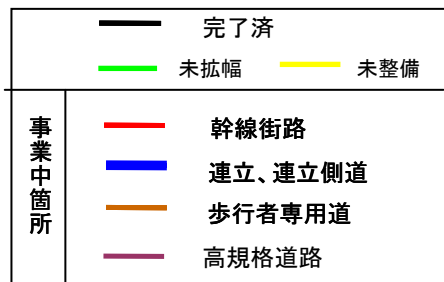
# 事業計画・事業箇所図(全体)

(単位: km, %)

平成20年3月末現在、185路線524kmのうち、381km(73%)の整備が完了しており、143km(事業中含む)が未整備となっている。

市内中心部は、ほぼ整備が完了しており、現在は、周辺部での整備が多くなっている。

種別	路線数	計画延長	整備済延長	整備率
幹線街路	122	450	327	73
区画街路	46	39	28	72
歩行者専用道	17	35	27	77
合計	185	524	382	73



平成20年3月末現在

## ■ 都市計画道路 (街路事業)

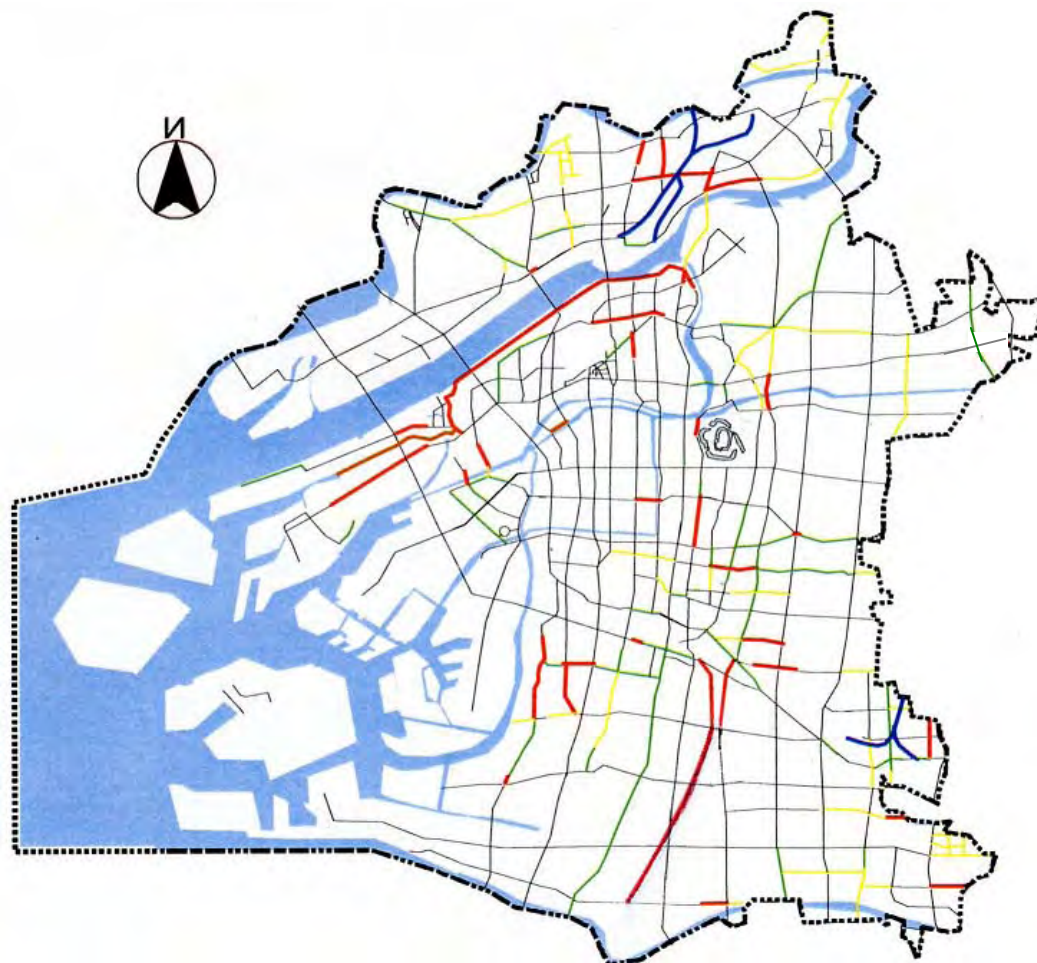
事業中	41路線	39km
うち幹線街路	28路線	28km
うち連立側道	11路線	8km
うち歩行者専用道	2路線	3km

## ■ 地域高規格道路

事業中	1路線	4.3km
-----	-----	-------

## ■ 連続立体交差

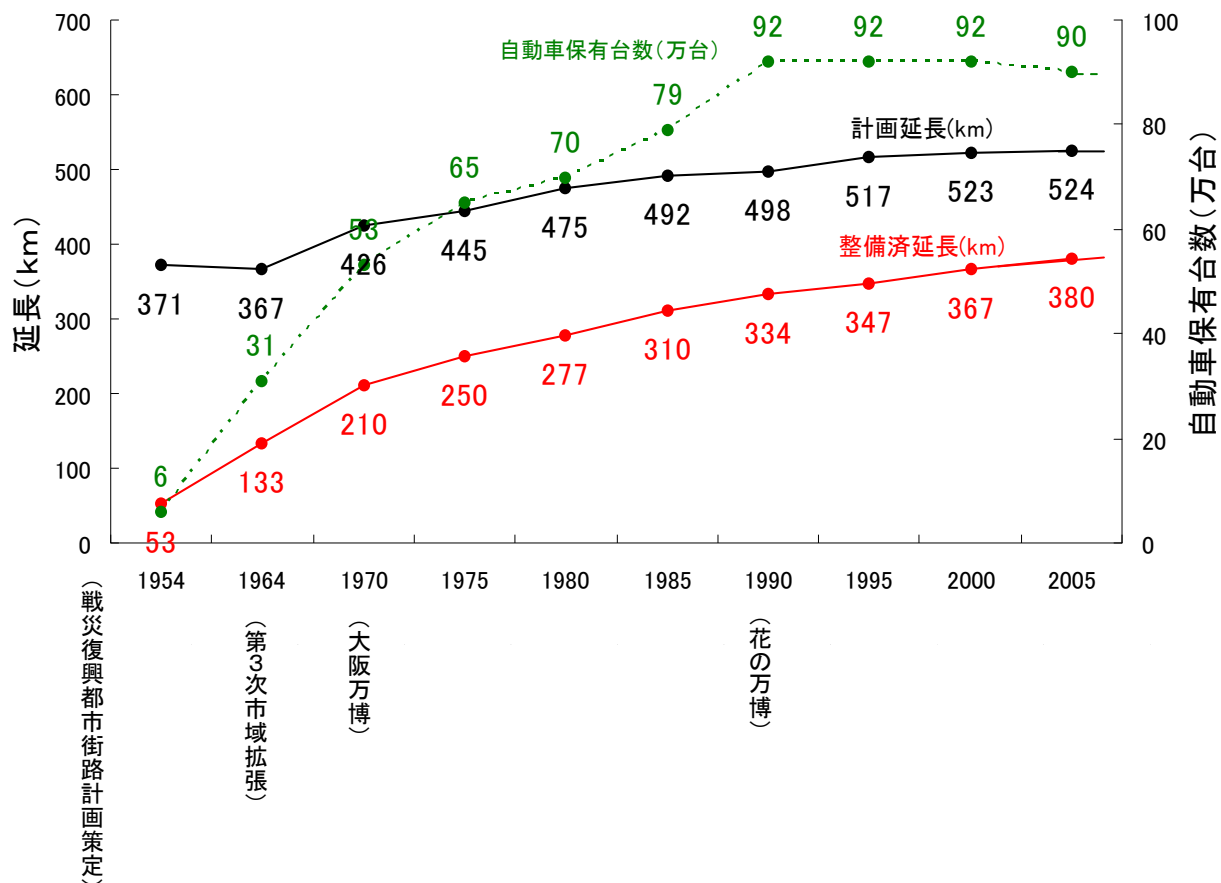
事業中	2路線	10km
-----	-----	------



# 都市計画道路の進捗状況と自動車保有台数の推移

戦後のモータリゼーションによる自動車保有台数の増加とともに、都市計画道路の整備推進を行ってきた。本市の都市計画道路の整備率は、2008(H20)年3月末現在で73%※（計画524km整備済382km）

都市計画道路の進捗状況(km)と自動車保有台数(万台)の推移



※整備率算定に用いた都市計画道路延長には、自動車専用道路及び特殊街路のうち新交通関連と地下通路を含まない。

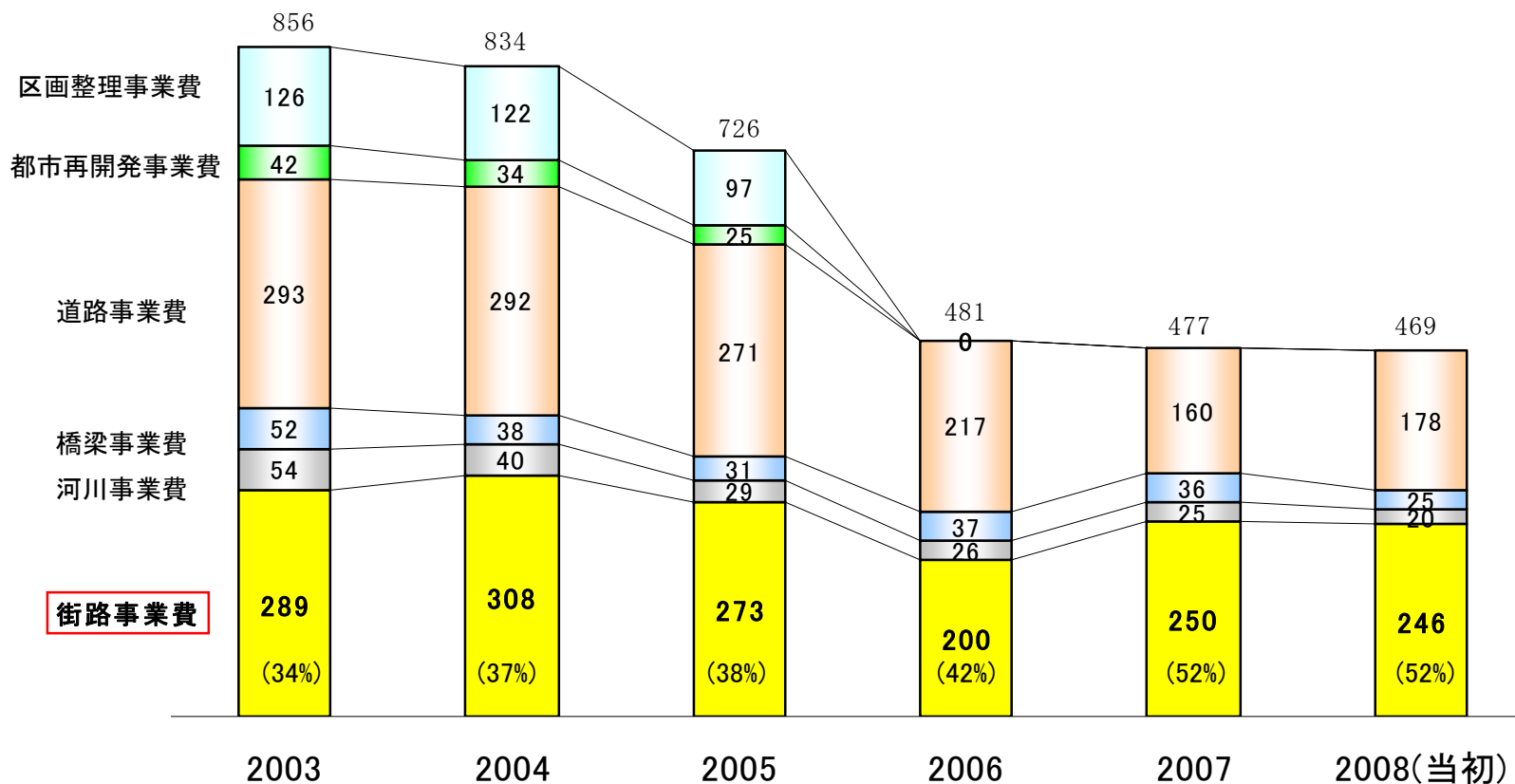
資料：整備率は大阪市建設局道路部調べ

# 事業費の推移(建設局)

## ①建設局事業費(決算額)の推移

市の財政状況が厳しくなる中、街路事業費は2008(H20)年で246億円であり、2003(H15)の約85%となっている。  
 ※区画整理事業及び都市再開発事業は都市整備局に移行

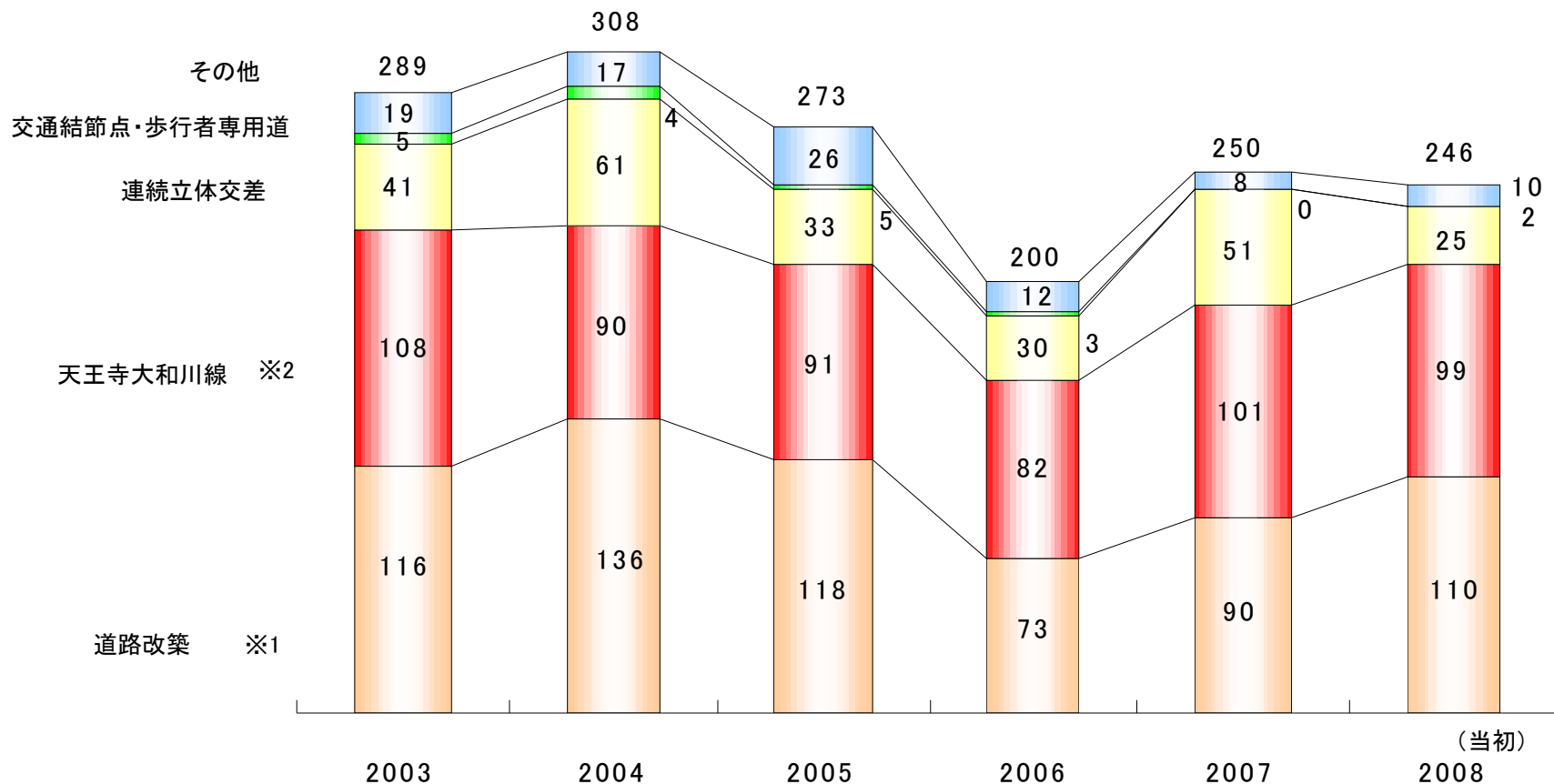
(億円)



# 事業費の推移(街路事業)

## ②街路事業費(決算額)の推移

街路事業費の内訳を表す。このうち道路改築については、2008(H20)年で110億円であり、2003(H15)の約95%となっている。



※1 自動車専用道路、電線共同溝は、道路改築に計上

※2 天王寺大和川線・・・阪神高速道路泉北線の廃止に伴う新たな街路

# 局長改革マニフェスト・経営方針に照らした事業の位置づけ

## ■ 局長改革マニフェスト

・「今後の公共事業は、新規事業重視から効率的な維持管理中心へと質的転換を図る」としており、これにより、公共事業費を5年間で25%削減。また、起債の発行額を5年間で47%削減。

## ■ 平成20年度 経営方針

経営課題	戦略及び達成目標
<p><b>【都市基盤施設の機能拡充】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・厳しい財政状況のもと、事業の選択と集中を強化し、必要性の高い事業に着目して事業を実施する。</li><li>・経済活性化に直結した費用対効果の高い事業に投資することで大阪再生に資すると共に、喫緊な都市的課題の解消に向けて取り組みを進め、安全安心な市民生活の実現を図る。</li></ul>	<p><b>【選択と集中による都市として不可欠な施設整備への投資】</b></p> <p>投資効果の高い事業に集中投資を行うとともに、緊急を要する課題に重点的に投資を行うことで、事業効果の早期発現を目指す。</p> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○事業中の都市計画道路のうち、用地取得率が90%以上で一定期間内に供用開始できる路線を重点整備路線に位置付け、整備効果の早期発現を図る。</li><li>・平成22年度末(平成18年度から5年間)までに重点整備路線の約7kmを完成・概成させる。</li></ul>
<b>具体的取組・業績目標</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○事業中の都市計画道路及び連続立体交差事業の着実な整備</li><li>・重点路線整備延長整備路線については引き続き整備していく。</li></ul> <p>(目標)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・重点路線整備延長:1.5kmを供用する。</li></ul>	

## 市民・利用者からの苦情・要望

事業に対する方策提案も含め、事業内容に対する要望が多く、事業の透明性が求められている。また、事業の早期着手に関する要望も多いが、厳しい財政状況のもと、事業中で早期に完成できる路線に集中投資し、事業効果を早期に発現できるよう進めている状況である。

### 市民の声の内容

1	事業の早期着手への要望	25.6%
2	事業内容に関する問合せ	30.2%
3	事業の早期完了への要望	4.7%
4	事業方策に関する要望	39.5%

※平成18・19年度の街路事業に関する「市民の声」43件について分類した

参考:「市民の声以外」の市民からの内容は次のとおり

事業化予定の 問い合わせ	事業中路線の 問い合わせ	事業完了の 問い合わせ	計画内容の 問い合わせ	計画区域明示 の問い合わせ	計画用地の 問い合わせ	建築関連の 問い合わせ	その他の 問い合わせ
37%	20%	9%	7%	5%	3%	7%	12%

※平成20年4月～7月の4ヶ月間に道路部事業調整担当に問い合わせのあった166件について分類した。

資料:大阪市建設局道路部調べ